

# Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス利用規定

## 1. （適用範囲）

- (1) ペイジー口座振替受付サービス（以下「本サービス」といいます。）は、当行所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の窓口（以下「取扱窓口」といいます。）に対して、当行預金者本人が本人名義の当行キャッシュカード（当行が各カード規定・特約にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当行所定の預金のキャッシュカード（以下「カード」といいます。））を提示することにより、後記3(1)の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、この規定により取扱います。
- (2) 収納機関とは日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納企業登録され、当行と預金口座振替による収納事務に関する契約にもとづく口座振替受付事務の取扱に関する契約を締結した法人または個人をいいます。
- (3) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人に限ります。
- (4) 本サービスは当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

## 2. （利用方法等）

- (1) 本サービスを利用するとき、預金者は、自らカードを収納機関の取扱窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは収納機関にカードを引き渡したうえ収納機関をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要な項目を第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
  - ① 停電、事故等により端末機による取扱ができない場合
  - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
  - ④ 当行が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯に利用しようとする場合

## 3. （預金口座振替契約等）

- (1) 前記2(1)により暗証番号等の入力が見られ、端末機に預金口座振替契約の確認を表す電文が表示された時点で、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担するある特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立するとともに、預金者・当行間で次の内容の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。
  - ① 収納機関から当行に都度送付される請求金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引落しのうえ収納機関に支払うことを、預金者は当行に委託します。
  - ② 当行は、各預金規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出なしに、前号の引落しを行います。
  - ③ 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書記載金額が

当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、当行は預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却し、または当行任意の金額を振替指定日以降の任意の日に引き落としのうえ、支払資金の一部または全部に充当することができるものとします。

- ④ 振替指定日に当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。
- ⑤ 収納機関の都合で収納機関が預金者に対して割当てる契約番号等が変更になったときは、当行は、変更後の契約者番号等で引き続き取扱うものとします。

## (2) 申込の不成立

以下の場合、預金者からの申込はなかったものとして取扱います。この場合、当行は預金者に対して申込が不成立となった旨を通知しませんので、預金者自身で成否を確認するものとします。

- ① 差押等の止むを得ない事情があり、当行が不適当と認めたとき
  - ② 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等の止むを得ない事由があったと当行が判断したとき
  - ③ 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機器または回線等に障害が生じたとき
  - ④ キャッシュカード紛失の届出があり、それに基づき当行が所定の手続をとったとき
- (3) 預金者は、暗証番号等を入力する前に、端末機の表示及び収納機関との間の契約書面等により、本サービス申込内容を確認するとともに、前項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書（以下「確認書」といいます。）を確認するものとし、確認書が自己の意思に沿わない場合には、ただちに確認書記載の問い合わせ先に連絡してください。
- (4) 預金口座振替契約を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替契約が終了したのものとして取扱うことができるものとします。

## 4. (免責事項)

- (1) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 本サービスおよび本サービスによる預金口座振替契約について紛議が生じても、当行に過失がある場合を除き、預金者と収納機関等との間で遅滞無くこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

## 5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行の各カード規定、各預金規定・特約、銀行取引約定書等により取扱います。

## 6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- (2) 改定後の規定については、前項の告知に記載の規定改定日以降、最初にこのカードを利用した日をもって承諾したものとみなし、その日以降の取引から適用するものとします。なお、新规定の適用開始日について別の定めをした場合は、その定めによるものとします。

以 上